

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第13号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年岩手県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第1条 岩手県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「<u>麻薬特例法</u>」という。）第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「<u>組織的犯罪処罰法</u>」という。）第23条第1項の規定により指定する者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>	<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第1条 岩手県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項、<u>不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項</u>及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項の規定により指定する者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。